

子どもの人権 ～困難な家庭環境にある子どもへの支援～に係る課題（民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課作成）

1 相談・訪問などによる支援について

概 要	<p>横須賀市のこども施策に係る計画を一体的に策定した「第3期横須賀こども未来プラン」に基づき、こども家庭支援課では、児童虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行うため、相談支援体制の強化を図っている。</p> <p>(1) 主な取組み ※【 】内は、第3期横須賀こども未来プランにおける具体的な施策の柱番号</p> <p>① こども家庭相談事業 プランP.85【1-(6)-ア-7】 こどもとその家庭および妊産婦等を対象に、児童虐待の未然防止及び重篤化を防ぐため、全てのこどもの実情把握・情報提供・相談等への対応及び調査指導を行っている。必要なケースには訪問や電話、来所面接を継続的に行っている。 R6年度実績：児童虐待に関する相談及び支援 家庭訪問 延255回</p> <p>② 育児支援家庭訪問事業の推進 プランP.85【1-(6)-ア-8】 【再掲：3-(2)-ウ-2】 適切な養育の実施を確保するため、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、助産師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っている。 R6年度実績：利用8件、助産師派遣 延62回</p> <p>③ 未就園児等全戸訪問事業 児童虐待の早期発見・早期対応のため、未就園等で福祉サービスを利用していないこどもに地域の目が届くよう、未就園児がいる家庭の訪問などを行っている。 R6年度実績：家庭訪問 延97回</p> <p>④ 親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施 プランP.86【1-(6)-ア-12】 【再掲：2-(1)-ア-18、2-(2)-ウ-7、3-(2)-ウ-19】 主に未就学のこどもがいる保護者を対象として、こどもとのかかわり方や子育てに自信が持てない方のための相談支援（一般相談、心理相談、メンタルヘルス相談）を行っている。 R6年度実績：心理相談等 延586件</p> <p>⑤ 産後ケアの実施 プランP.86【1-(6)-ア-13】 【再掲：2-(1)-ア-19】 産後1歳未満の産婦とその乳児を対象に、助産院等や自宅に訪問し、母子の心身のケアや育児サポート等を実施している。 R6年度実績：産後ケア事業の利用 延517回</p>
--------	---

- ⑥ こども青少年相談窓口の設置 プランP.93【1-(7)-ア-2】 【再掲：2-(2)-ウ-2、3-(2)-ウ-13】
性格・行動上の問題、家族関係・人間関係の悩み等、生活する上で様々な問題や悩みのある概ね4歳～18歳まで（※継続的な相談については、20歳まで）のこども・青少年とその保護者を対象に、こども青少年相談員（臨床心理士等）による相談支援（来所面接、電話、メール等）を行っている。また、児童虐待防止・早期発見を主な目的として、原則として県内在住のこども及びその保護者等を対象に、相談ツールのLINEを用いて児童虐待防止SNS相談を行っている。（神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市と合同で実施） 受付日時：休日除く月～金、8:30～17:00
R6年度実績：こども青少年相談 延1,001件、SNS相談 314回
- ⑦ ショートステイ事業の推進 プランP.121【3-(2)-ウ-1】
保護者が疾病、疲労その他の身体・精神上または環境上の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、乳児院・児童養護施設・ショートステイファミリー（里親）において短期入所生活援助を行っている。
R6年度実績：2歳未満 延12人 延43日、2歳以上 延9人 延31日
- ⑧ 子育て支援ヘルパー派遣サービス事業
妊娠中及び出産後で、家事の支援等を必要とする家庭に、子育て支援ヘルパーを派遣し、当該家庭が安心して日常生活を営むことができるよう援助している。家庭や養育環境を整えることで、ヤングケアラーの未然防止に努め、支援対象の家庭が自立して生活できることを目標としている。また、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、保護者に代わり日常かつ長期的に家事等を担っている18歳未満のこども（ヤングケアラー）等がいる家庭の虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、子育て支援ヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整えていく。
R6年度：ヘルパー派遣 71件、延586日
- ⑨ 子育てホットライン
一般的な子育てに関して24時間365日電話相談（匿名）に応じている。保護者のストレス軽減や気持ちの整理をつける手伝いをし、必要な場合は適した支援機関を案内している。児童相談所開庁時の児童虐待緊急連絡先として、児童相談所への伝言を受け付けている。
R6年度実績：電話相談 1,549件
- ⑩ こども家庭センターの設置 プランP.85【1-(6)-ア-7】
こども家庭センターは、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチを両輪として、切れ目なく、漏れなく対応することを目的に設置している。
統括支援員が母子保健機能と児童福祉機能の両分野の連携強化の役割を担っている。
R6年度：母子保健担当サポートプラン作成 706件、児童福祉担当サポートプラン作成 25件

⑪ 日本語支援ステーションの設置 プランP.73【1-(2)-ウ-9】

多様な教育ニーズに対応し、特に日本語を必要とする児童生徒及びその保護者への支援を充実させるため、在籍校への入学前にガイダンスや日本語指導を効果的・効率的に行っている。

⑫ 不登校児童生徒への支援の充実 プランP.78【1-(4)-イ-5】、プランP.116【2-(2)-カ-2】

不登校児童生徒の、個別の状況を踏まえた支援を進めるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談員等の専門的な職員の配置による相談・支援体制の充実を進めている。また、フリースクール等と連携して、不登校児童生徒やその保護者への情報提供や個別の相談の場を設定している。

また、児童生徒を取り巻くさまざまな環境に働きかけ、問題行動や不登校の予防・早期解決を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を持つスクールソーシャルワーカーを配置し、家庭や社会福祉関係機関との連携しながら、学校とともに課題解決や状況の改善を図っている。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権擁護の担保	<p>【こども家庭相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関わりを拒否する家庭などには、ミルク、おむつ、離乳食、学用品など子育てに必要な物品を配布し支援を受け入れやすくする取組みを行っている。 <p>【育児支援家庭訪問事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若年妊婦や障害、貧困などの支援が必要な妊婦などに助産師を派遣することで母子のケアや育児相談、健康状態の確認を行っている。 ・乳児が身体的虐待やネグレクトから守られ、安全に生きる権利を支援している。 <p>【未就園児等全戸訪問事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭を訪問して児童の現認をするとともに子育てに関する情報提供や支援を行っている。 ・直接保護者と話をした中で、保護者からの疑問などを受け付けて、関連する情報を提供している。 ・虐待の兆候があれば、関係機関につなげて支援を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要であっても相談につながらないケースとなる可能性がある。 ・物品配布については国の事業がR6年度に廃止されているが、市として予算化が困難である。 <ul style="list-style-type: none"> ・出生数は年々減少しているが、育児支援の利用者は増加傾向にある。支援者は支援が必要と判断をしても、当事者の自覚がなく育児支援の利用につながりにくい世帯がある。 ・育児支援の利用を開始しても、本人の利用意欲がなくキャンセルになってしまう場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・未就園等で福祉サービスを利用していない家庭が対象となるため、電話番号等を把握していないケースも多く、突然の訪問に驚くことも多い。 ・横須賀市へ転居直後の場合、前住地域の養育記録がないため、訪問対象となり不本意と感じる市民がいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も当事者の立場に立ちながら虐待予防につながるような相談支援を行う。 ・支援者が多い場合は守秘義務をかけたサポートチーム会議を開催し、必要な情報共有を行っていく。 ・物品配布は訪問困難な世帯への介入のきっかけとしての意義があり、今後について検討をしていく。 <ul style="list-style-type: none"> ・乳児が安全に在宅生活を送れるように事業を継続していく。 ・支援者となる訪問助産師の確保を続ける。 <ul style="list-style-type: none"> ・全件確認を達成できるように事業を遂行していく。 ・保護者の理解をいただけるように懇切丁寧な説明を行っていく。 <p>本事業を紹介している市ホームページを持参・提示するなどして有効活用していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の設置について、細かな用途に応じた多種多様な相談体制が整備されていることは大変心強く感じる。一方で、どこに相談すれば解決への近道となるのかがわかりにくくなっている面もあるように思われる。わかりやすい周知と関係機関との連携により、適切な窓口へ円滑に案内できる体制づくりが望ましい。 ・保護者が不在の時間が多いため、学校や保育所等の普段から子どもと関わる大人がいる場所に訪問することもよい。（第2回会議録P.3） ・乳児が安全に在宅生活を送れるように事業を継続していくとよい。 ・支援者となる訪問助産師の確保を続けたほうがよい。 ・産後すぐのタイミングではさまざまな質問を受けても答えにくいことが多いため、母親自身が訪問時期を選択できる仕組みを検討することもよい。（第3回会議後意見） ・保護者の理解をいただけるように懇切丁寧な説明を行う必要がある。

評価視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権擁護の担保	<p>【親子支援心理相談や精神科医によるメンタルヘルス相談の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 心理相談では、主に母親が子育て中に感じるこどもや家族との葛藤・不安などの悩みを心理士が聞きながら整理している。 メンタルヘルス相談では、精神科医が医学的な見地からの助言ができるよう相談に応じている。 相談体制を整えることで、こどもの虐待を早期に発見し、タイムリーな対応が可能となり、問題の発生や重症化を予防している。 相談中に保育サービスを行っており、保育にあたった保育士がこどもの成長発達を確認し、相談支援の参考情報としている。 <p>【産後ケアの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産後ケアをより利用しやすくするため、令和7年4月にこどもの対象年齢を5か月未満から1歳未満に拡充するとともに、利用料金の減額を行った。 市民の利便性及び業務効率の向上を目的として、令和7年6月から、スマートフォンなどで、いつでも予約ができる予約システムの実証実験を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 出生数が減少しているものの、保護者からの相談件数は増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の予防に寄与する事業であるため継続していく。 産後のメンタル不調が長引く等、養育力が低くなりがちな保護者のケアができる事業であり、引き続き実施していく。 産後ケアのニーズは高く、産後うつや虐待を予防する効果もあるため、継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待の予防に寄与するように継続していくとよい。 産後のメンタル不調が長引く等、養育力が低くなりがちな保護者のケアができる事業であり、相談体制の充実に引き続き努力してほしい。 産後ケアのニーズは高く、産後うつや虐待を予防する効果もあるため、継続していくとよい。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人 権 擁 護 の 担 保	<p>【こども青少年相談窓口の設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師相談では、来談者の診察及び医療機関の紹介、相談に関する医学的見解の助言なども行っている。 ・医療が必要か検討する場合、月1回2枠の中で医療相談を受けられる機会を設けている。 ・保護者や関係機関への情報共有については、こども本人の了解を得ることとしている。 ・外国籍の方で、日本語の理解が難しい場合には、本人の希望に沿って通訳してくれる同伴者の同席を認めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科の専門医が全国的にも不足しており、受診までの待ち時間が長期化している。 ・外国籍の親が相談員に上手く相談の主旨を伝えられない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の相談対応に支障を来たさないよう可能な範囲で調整していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・医師相談について、相談日を増やすことが難しい状況の中で、必要な方が医師相談を受けられるよう柔軟な調整をされている。 ・一方、全国的なこどもの減少に反比例して需要は増えており、引き続き相談体制を拡充できるよう努力していただきたい。
	<p>【ショートステイ事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回利用時には、ショートステイ先の訪問、面接をし、保護者とこどもが納得の上で利用している。 ・こどもにとって保護者と離れてショートステイ先で生活することは、非常に大きな環境の変化である。ショートステイを利用することや帰宅の目安等について、保護者がこどもに説明することとしている。 ・R3年度から、受け入れ先としてショートステイファミリー（里親）を加え、利用者の状況に応じてより柔軟にサポートできるよう拡充した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ先にも定員があるため、すべての利用希望に対応できない場合がある。 ・児童養護施設については、児童相談所などからの児童措置のこどもを受け入れているため、定員となってしまう現状である。 ・ショートステイファミリーについては、多様な特性をもつこどもの受け入れということで、受け入れ先施設を増やすことが難しい状況にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、一時的養育困難な保護者を支援することで育児の負担を軽減し、虐待予防の早期対応を行い、児童の安全を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、受け入れ先となる児童養護施設の確保の努力も含め、一時的養育困難な保護者を支援することで育児の負担を軽減し、虐待予防の早期対応を行い、児童の安全を図るとよい。

評価視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権擁護の担保	<p>【子育て支援ヘルパー派遣サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の利益を優先しつつ、保護者に寄り添った支援を行っている。 ・関係機関等において支援が必要と判断した家庭に対しては、市から利用勧奨している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事及び保育の両方の支援が可能なヘルパーが不足しているため、支援を必要とする世帯に対して十分な支援が行き届かない場合がある。 ・サポートを必要している保護者は、家事と保育の両方のスキルを必要としていることが多い実情にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての負担を軽減し、児童虐待を予防するため、引き続き事業を実施していく。 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての負担を軽減し、児童虐待を予防するため、ヘルパーの確保に努力するとともに、引き続き事業を実施していくとよい。
	<p>【子育てホットライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・匿名で相談できるため、誰にも言えない本音を安心して吐き出せる場としている。 ・得られた情報から、個人が特定できた場合は個別対応に繋げ、タイムリーにかかわることで母子の安全が図られるケースもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員の確保が課題となっている。 ・匿名相談のため、傾聴を基本として対応しているが、医学的判断が必要な場合などで具体的なアドバイスができず、相談者が不満を感じることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間を問わず24時間365日、一般的な子育てに関する電話相談を引き続き実施していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てにおいて周囲に頼れない家庭が増えている。相談員の確保は大変ではあるが、相談事業を継続し、充実させていただきたい。（第2回会議録P.4）

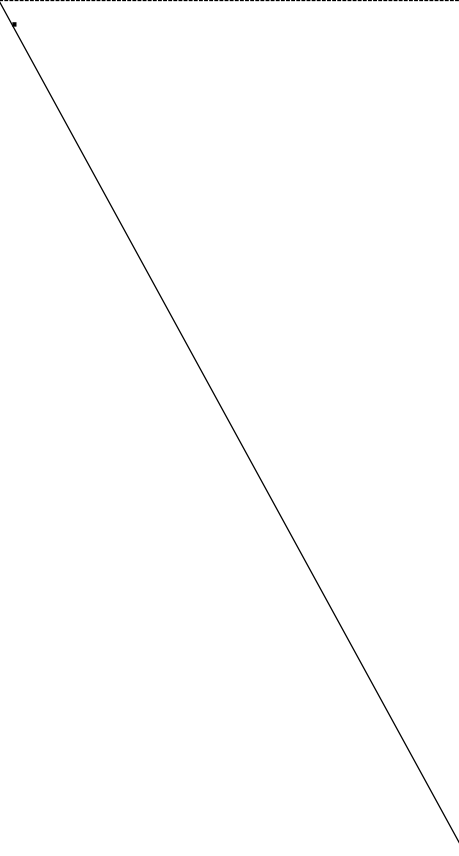
評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
	<p>【こども家庭センターの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の職員を市内4か所の健康福祉センターに地区担当として配置し、より現場レベルで要支援者を察知するよう努めている。統括支援員がそれらの情報を収集し、児童福祉の支援につなげるなど支援員のサポート役を担っている。 ・児童福祉に係る「よこすか親子サポートプラン」は、ケースワーカーが作成し、特定妊婦・要支援児童・要保護児童に該当しない場合であっても、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する親子や、要保護状態・要支援状態に陥る兆候が見られ、本人たちが希望しなくても予防的観点から早期の支援開始が必要と思われる親子も支援対象としている。 ・サポートプランは、ご本人に寄り添いながら子どもと家庭の状況を多面的に整理し、関係機関との連携や的確な支援の内容を盛り込む重要なものである。(地域健康課、こども家庭支援課) ・民間との連携については、地域の支援者向けの研究会を年1回行い、ケース会議に参加してもらうなどの対応を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・1家庭ごとの課題やニーズのアセスメントやサポートプランの作成には十分な時間と丁寧な対応が求められ、きめ細やかなサポートプランを作るには、相談者一人ひとりへの傾聴や現状把握、関係機関との連絡・調整など多くの工程が発生する。また、定期的な見直しや家庭の変化に応じた随時のフォローが欠かせないが、優先順位の高い対象者からサポートプランの作成をしている状況にある。 ・ご本人の気持ちが整わず、プラン作成や支援に至る前に拒否する場合もある。対人援助を重視し、関係性を築き上げて、実績を重ねていく必要がある。 ・ケースワーカーは業務量も多く、メンタル面で負担を感じることも多い。一人ひとりのスキルアップと人員確保についての課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者とともにサポートプランを作り手交していることにより、支援の効果が感じられているため、引き続き作成支援をしていく。 ・母子保健担当(健康福祉センター含む)と児童福祉担当の事務所が別々になっているが、統括支援員を中心とした連携が図られている。統括支援員の連絡調整の下、更に連携強化を図り、引き続き支援事業を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対話を重ね、関係性を築き上げていくことも子どもと家庭への支援につながるものとする。支援の効果が得られるよう、引き続き取組みを進めていくとよい。 ・母子保健担当(健康福祉センター含む)と児童福祉担当の事務所が別々になっており、統括支援員を中心とした連携が図られているが、サポートプラン策定のためのワーカーのスキルアップと人員の確保の努力をさらに行っていくべきである。統括支援員の連絡調整の下、更に連携強化を図り、引き続き支援事業を継続していくとよい。 ・民間の取組みとの連携を強化していく必要がある。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権擁護の担保	<p>【日本語支援ステーションの設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個々の支援ニーズに応じて、初期集中指導や在籍校への日本語指導員派遣といった支援を実施することで、日本語指導を効果的・効率的に行っている。(支援教育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校への日本語指導員の派遣に関して、週1回の派遣が大半であり、指導時間が十分とは言えない。 ・対応言語数が増加し、必ずしも母語対応の指導員を配置することができていない。 ・日本語指導員の資質の向上および、新たな人材の確保について課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在籍校への日本語指導員の派遣にも限界があるため、中学生に対して、日本語支援ステーションへの通級型の支援が可能か検討中である。 ・日本語指導員への研修機会の確保として、オンラインでの研修の実施も必要と考えている。 ・他機関と連携し、日本語指導に関する情報共有を行いながら人材確保、支援体制の構築を図っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導員への研修機会の確保として、オンラインでの研修の実施を検討し、充実させていけるとよい。 ・他機関と連携し、日本語指導に関する情報共有を行いながら人材確保、支援体制の構築を図っていくとよい。 ・こどもとの距離も近く、様々なツールを駆使できる学生ボランティアとの連携を検討するとよい。
	<p>【不登校児童生徒への支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校における相談支援体制の充実を進め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談等により、子どもの状況を把握し適切な支援に繋げている。 ・市立学校71校を5人のスクールソーシャルワーカーで分担して対応している。 ・不登校などの課題がある学校区には、スクールソーシャルワーカーを追加配置(年600時間分)し、児童生徒や保護者等との相談・面談の機会を拡充させ、問題解決に繋げている。(支援教育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒数の増加傾向であり、市の不登校児童生徒出現率は、国、県と比較して高い数値で推移していることから、それぞれの背景に応じた支援を検討し、対応していく必要がある。 ・スクールソーシャルワーカー1人当たりの担当校が多く(13~15校)、十分な支援が行き届きにくい場合がある。 ・学校によっては、スクールソーシャルワーカーとの連携について、さらに理解を深めていく段階にある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが安心して自分らしく学べる環境を充実させるため、市内の不登校の状況を調査・研究し、不登校の段階に応じた支援方法を学校に示していく。 ・他自治体の状況を調査し、スクールソーシャルワーカー拡充を含めた相談支援体制を検討していく。 ・引き続き学校に対し、スクールソーシャルワーカーの活用について周知していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体では、スクールソーシャルワーカーと連携して支援の必要なこどもを発見し、適切な支援につなげている。地域団体の活動は地域の強みでもあり、行政と学校、地域団体とが連携して、こどもの支援に取り組んでいただきたい。(第3回議事録P.6) ・スクールソーシャルワーカーとふれあい相談員の綿密な連携強化が望ましい。(第3回会議録P.10) ・スクールソーシャルワーカーについて、コーディネーターとしての役割での運用であれば、社会資源や地域環境の調整等の強みを生かすことができる。(第3回会議録p.9)

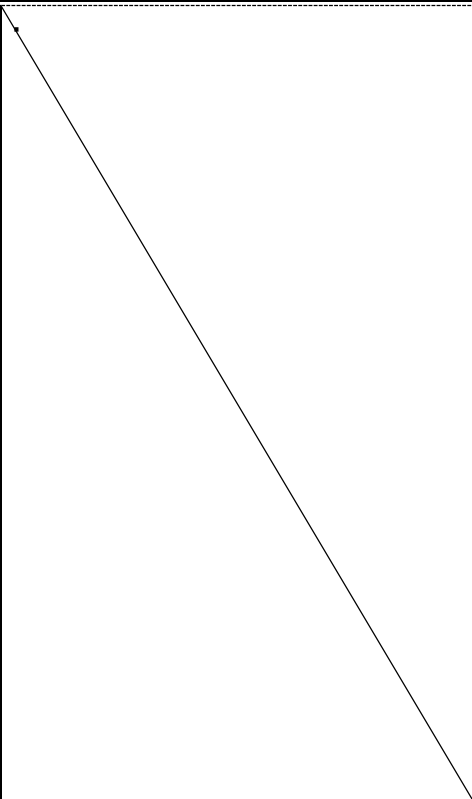
評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
② 当事者 の 視点	<p>【こども家庭相談事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもに関係する様々な相談に応じており当事者が安心して相談のできる体制となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・来庁相談時に、相談スペースが足りず、オープンカウンターでの相談になってしまいプライバシーが守られない場合がある。（こども青少年相談は個室を確保している。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・面接場所についてはオープンスペースの相談でも了解してくれるケースが多数であるが、できるかぎり個室を取れるように調整し、当事者と面接を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・面接場所について、できるかぎり個室を取れるように調整し、当事者と面接を行っていくとよい。 ・相談窓口の設置について、細かな用途に応じた多種多様な相談体制が整備されていることはよいことである。一方で、どこに相談すれば解決への近道となるのかがわかりにくくなっている面もあるように思われる。わかりやすい周知と関係機関との連携により、適切な窓口へ円滑に案内できる体制づくりが望ましい。
	<p>【育児支援家庭訪問事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠中や産後の不安な時期に訪問助産師との1対1の関わりを持つことで不安や、養育負担の軽減が図られている。また、育児の手わざを学ぶことで養育の力をつけていくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児支援の利用を開始しても、本人の利用意欲がなくなりキャンセルになってしまう場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に納得いただいた上で利用していただけるよう、丁寧な説明に努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者に納得いただいた上で利用していただけるよう、丁寧な説明に努めていく必要がある。
	<p>【親子支援心理相談】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親子支援心理相談は、相談中に保育サービスを受けられるため、相談者は安心して相談でき、こどもは楽しく過ごすことができる。 ・保育にあたった保育士がこどもの成長発達を確認し、相談支援の参考情報としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・分離不安が強いこどもの場合は、母子同室で相談を行わざるを得ないときがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者が安心して相談できるよう、保育サービスを継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産後すぐのタイミングではさまざまな質問を受けても答えにくいことが多いため、母親自身が訪問時期を選択できる仕組みを検討することもよい。 ・相談者が安心して相談できるよう保育サービスを継続していくとよい。
	<p>【産後ケア事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもの対象年齢の拡充、利用料金の減額及びリアルタイムで予約可能なシステムの導入により、産後ケアがより使いやすくなったことで、利用が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予約システムについて、外国人など利用の難しい方もいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予約システムを継続して運用していくとともに、利用の難しい方には電話や来庁による申請・予約を引き続き行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予約システムの導入は利用者の目線に立って負担軽減が図られており、使いやすくてよい取組みである。予約システムを継続して運用していくとともに、利用の難しい方には電話や来庁による申請・予約を引き続き行っていくとよい。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
② 当事者の 視点	<p>【こども青少年相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こどもと保護者が別の相談員(臨床心理士、公認心理士)に相談できるようにしており、さらに同じ学校や同じ地区の相談者が庁舎内で顔を合わせることがないよう、予約日を調整しているため、当事者は安心して相談のできる環境となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学生を一人で相談に来させようとする親への対応に苦慮している。 ・外国籍の親が相談員に上手く相談の主旨を伝えられない場合に日本語通訳としてこどもを同席させる場合がある。自身の相談内容を聞いて話すことについて、こどもへの影響が懸念される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の相談に関して、単独での来所については、安全の確保や保護者の監護の観点から難しい状況があることを保護者にご理解いただけるよう丁寧な説明を心がけていく。 ・こどもへの対応について、配慮していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・未成年者の相談に関して、単独での来所については、安全の確保や保護者の監護の観点から難しい状況があることを保護者にご理解いただけるよう丁寧な説明を心がけていく必要がある。 ・こどもへの対応について、配慮していく必要がある。
	<p>【ショートステイ事業の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が育児から離れて休養することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ショートステイ先のキャパシティの都合で、すべての利用希望に対応できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保護者とこどもに納得いただいた上で、利用していただけるよう努めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者とこどもに納得いただいた上で利用していただけるよう丁寧に対応していくとよい。
	<p>【子育て支援ヘルパー派遣サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援ヘルパー派遣は、保護者が家事や育児の支援を受けるとともに、子育て等に関する不安や悩みを相談し助言を受けることができるので、子育ての負担が軽減され、児童虐待の防止につながっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事及び保育の両方の活動が可能ヘルパーが不足しているため、保護者が希望する時期に希望する支援を受けられない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての負担を軽減し、児童虐待を予防するため、引き続き事業を実施していく。 ・予約をしても、依頼者が当日不在にしている、サービスを提供できない場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての負担を軽減し、児童虐待を予防するため、引き続き事業を実施していくとよい。
	<p>【子育てホットライン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・話すことで気持ちの整理ができ、家族やこどもと向き合うことができる。また、イライラした時など、その場で電話相談することでクールダウンし、匿名で相談ができるため、誰にも言えない本音を安心して吐き出すことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・匿名相談のため、傾聴を基本として対応しているが、医学的判断が必要な場合などで具体的なアドバイスができず、相談者が不満を感じる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰にも言えない本音を、安心して吐き出せる匿名相談を継続していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てにおいて周囲に頼れない家庭が増えている。相談員の確保は大変ではあるが、相談事業を継続し、充実させていただきたい。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
③ 周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・育児に関する困りごとに応じてHP等で個々の相談窓口の周知を行っている。 ・市の公式LINEやホームページ、子育てガイド、相談窓口紹介冊子「よこすか心のホットライン」、広報よこすか等で、相談窓口の紹介をしている。 ・わんぱくフェスティバル、すかりふおやこまつり、ふれあいフェスティバルでも、こども青少年相談のパンフレットの配架を行っている。 ・育児支援家庭訪問については、個別支援を行う中で必要に応じて保護者に利用勧奨する事業のため、関係機関のみに周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシの周知が行き届きにくく、チラシの趣旨も伝わりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭相談事業の物品配布について、支援者向けの案内を継続していく。 ・適切な啓発が行えるよう、引き続きパンフレットの配布及び配架していく。 ・必要な家庭が事業を利用できるよう関係機関に周知し、適切な利用につなげていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭相談事業の物品配布について、支援者向けの案内を継続していくとよい。 ・SNSでの情報収集が主流となっており、支援先の了承が得られるのであれば、SNSのアクセス先を二次元コードで市の啓発チラシ等に載せることで、若年層の保護者にも情報が伝わることを考えられる。(第3回会議後意見) ・市民に必要な情報が届いていないため、情報発信力を高めることが重要である。
④ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携する際は、本人の同意を得て行っている。 ・18歳に到達する相談者には、終了前に行える限り次の相談先と連携をし、つなぐように心がけている。 ・市が持つ児童の情報を定期的に国のシステムに登録し情報連携を行っている。 ・育児支援家庭訪問事業では、助産師をはじめ、産院や小児科などの医療機関、母子保健や児童相談所など多岐にわたる連携を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要であっても相談につながらないケースとなる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の漏洩には細心の注意を払う。 ・支援者が多い場合は守秘義務をかけたサポートチーム会議を開催することをし、必要な情報共有を行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者が少しでも安心安全に過ごせるような暮らしにつながるよう関係機関との連携を図っていくとよい。 ・地域において積極的な支援活動を行っている民間団体もあるので、こども家庭センターほかの関係機関は、横のつながりを強化するだけではなく、民間の取組みとの連携を強化していく必要がある。

評価視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
④ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 産後ケア事業では、特に支援が必要と判断した場合は、健康福祉センターの保健師が継続支援を依頼するなど連携を図っている。 未就園児等全戸訪問事業では、こども給付課、地域健康課、支援教育課、子育て支援課等と未就園児の現認情報を確認するなど、庁内連携を図っている。 子育て支援ホットラインでは、電話相談中に相談者から氏名等をお伝えいただいた場合、支援の担当課から連絡をするなど、個別支援につなぐ連携をとっている。 学校や市民の方が困難な家庭環境にある子どもを見つけた場合、市は要対協登録やヘルパー紹介などを行っている。支援者が多い場合は守秘義務をかけたサポートチーム会議を開催し、必要な情報共有を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者が少しでも安心安全に過ごせるような暮らしにつながるよう関係機関との連携に努めていく。 対象児童全件確認を達成し、今後も関係機関との連携を継続していく。 	

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
⑤ 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・職員はこどもに関する幅広い相談に応じるため、外部の医師や社会福祉・児童福祉の心理士等である専門委員から随時相談助言を受け、高度な専門性を身につけている。こどもの虐待防止セミナーや発達協会セミナー、神奈川県LD協会セミナー等の研修を受講し、こどもの相談対応をするための知識の習得をしている。また、人権・ダイバーシティ推進課が発出する人権に関する掲示板やeラーニングを通して、定期的には人権やジェンダー等に関する知識の習得をしている。 ・国の情報共有システムを使用する職員は、研修に参加してシステムの利用有効活用できるように努めている。 ・こども青少年相談員は、スキルアップ研修を受け、事例検討などを行っている。スーパーバイザーは、こどもや思春期の若者を対象として、心や行動の問題・精神的な健康課題の診断・治療・支援を専門とする児童精神科医師や、心のケアやメンタルヘルスに関する専門的な知識と技術を持ち、様々な悩みや困りごとを抱える人に対して、心理的な支援を行う臨床心理士が担当している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・国や関係機関から案内のある研修について職員が参加をするよう努めていく。 ・関係課との勉強会について、今後も継続的に行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもへの支援に関する内容は、市職員に共通して必要な知識であり、個別所属での研修にとどまらず、こどもに関係する各所属の職員にも受講してもらおうとよい。多くの職員が必要な知識を身に付けるとともに、他課職員とのコミュニケーションの促進にもつながるものとする。 ・地域や民間団体との研修や人材養成についての連携も必要である。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
⑤ 研 修	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者への対応及び支援の連携を図るために、R7年度から支援教育課、保健所保健予防課、こども家庭支援課の3課で合同勉強会を実施している。 ・子育てホットラインの相談員には、専門家を招いた振り返り研修を月1回実施し、専門的助言を受けている。また、メンタルケアとして心理相談員によるスタッフケアを実施している。 ・子育て支援ヘルパーには、乳児・小児の救命、応急手当、AEDの使用方法及び重大事故防止に関する講習を年1回実施している。新任ヘルパーには、赤ちゃんや母親への接し方の講義及び沐浴実習を実施している。 ・訪問助産師には、虐待防止のための研修を年1回開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	
⑥ そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・

子どもの人権 ～困難な家庭環境にある子どもへの支援～に係る課題（民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課作成）

2 地域や関係機関等との連携による支援について

概要	<p>横須賀市のこども施策に係る計画を一体的に策定した「第3期横須賀こども未来プラン」に基づき、こども家庭支援課では、児童虐待への予防的な対応から、個々の家庭に応じた切れ目ない支援を行うため、相談支援体制の強化を図っている。</p> <p>地域での見守り活動から得られる気づきや関係機関が把握する支援ニーズは、虐待予防において極めて重要である。こどもへの必要な支援を確実に提供するため、民間事業者等を含めた地域の社会資源および関係機関と連携し、虐待が疑われる家庭の早期発見に努めていく。</p> <p>(1) 主な取組み※【 】内は、第3期横須賀こども未来プランにおける具体的な施策の柱番号</p> <p>① こども家庭地域対策ネットワーク会議の開催【1-(4)-イ-2、1-(6)-ア-1、1-(6)-イ-12、1-(6)-ウ-2、プランP.77 2-(1)-ア-17、3-(2)-ウ-12、4-(3)-ア-1】 支援対象児童等に対する具体的な支援の進行管理や、専門性の向上のために関係機関向け研修の企画運営を行っている。</p> <p>② 地域団体等と連携して実施していること 個別のケースの状況に応じて、地域の事業所等と連携をとりながら支援をしている。 (こども食堂、保育園、幼稚園、認定こども園、放課後等デイサービス事業所、児童発達支援事業所、学童クラブ、障害児相談支援事業所など)</p>
----	---

評価視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
<p>① 人権擁護の担保</p>	<p>【生活保護世帯への学習支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給世帯の中学生等を対象にNPO法人に委託し学習支援を行い、こども支援員が不登校の小中学生や中退高校生を持つ家庭へ訪問し支援している。 (プランP.76 生活支援課) <p>【生活困窮世帯への学習支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯の中学2・3年生を対象に、NPO法人に委託し学習支援を実施し、健全な学習習慣を身につけ、持続的な学習を行うことで、自立の助長を図っている。 (プランP.76 生活支援課) <p>【児童養護施設学習支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設に入所中の小中学生を対象に学びの機会を保障し、個別の関わりによるきめ細やかな支援を行うため、学習講師を派遣し、学習の支援を行っている。 (プランP.76 児童相談課) 	<ul style="list-style-type: none"> 支援団体が1か所のみであり、地域によっては遠方となるため、保護者の援助がなければ利用しにくい場合がある。 地域によって申込状況に差があり、応募が多く参加しづらい地域もあれば、立地の影響でなかなか定員に満たない地域もある。 1地区を除き、行政センターを利用して事業を実施しているため、他団体との兼ね合いで学習場所の確保に苦慮している。 学習講師として教員や塾講師経験者が多く活動し、子どもの特性に合わせているが、子どもたちのロールモデルとなり得る近しい年代の講師の必要性も感じている。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯への学習支援事業で実施している学習支援の空き枠に、ケースワーカーを通じて適宜参加できるよう呼びかけていく。 参加生徒が希望する高校へ入学できるように、今後も継続して支援を行っていく。 <p>今後も、施設と連携して支援状況やニーズを把握し、学習講師の適切な派遣や学習機会の確保を進めていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮世帯への学習支援事業で実施している学習支援の空き枠に、ケースワーカーを通じて適宜参加できるよう呼びかけていくとよい。 参加生徒が希望する高校へ入学できるように、継続して支援を行うとよい。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人 権 擁 護 の 担 保	<p>【こども家庭地域ネットワーク会議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・虐待を受けているこどもを始めとする支援対象児童等の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し適切な連携の下で対応をしている。 ・地域団体の居場所に通うこどもが対象となる場合は、当該団体に個別会議に入ってもらい一緒に支援方法を検討するなどしている。 ・関係機関と連携することにより、虐待の早期発見や予防に取り組んでいる。 ・支援者が方針を一つにすることにより、当事者が様々な助言にふりまわされることがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援家庭の増加に伴い、要保護児童対策地域協議会に登録している世帯が増加している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援世帯を早期に発見し関係機関で情報共有を行うことで児童の安心安全な生活を守り、健全育成につながるような取り組みとする。 ・必要なケースが要保護児童対策地域協議会登録となるように適切な情報収集につとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援世帯を早期に発見し児童の安心安全な生活を守り健全育成につながるよう、関係機関との情報共有・ネットワーク化は必要不可欠である。 ・必要なケースが要保護児童対策地域協議会登録となるように適切な情報収集につとめるとよい。 ・民間の活動団体との一層の連携が行われるとよい。
	<p>【離婚家庭における司法・弁護士会との連携(市から弁護士会へ情報提供や相談窓口を繋ぐ等)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「弁護士養育費相談」については、神奈川県弁護士会に委託し、個人情報の適切な管理、運用のもと事業を行っている。相談者が継続して相談を希望する場合は、神奈川県弁護士会を通して依頼することとしている。 ・相談者から市に電話等で相談があった場合には、選択肢の1つとして横須賀法律相談センターを案内している。 (こども給付課、こども家庭支援課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者に対して支援窓口の紹介や情報提供等をするために、神奈川県弁護士会に関する詳細な情報を常に把握しておく必要がある。 		<ul style="list-style-type: none"> ・こどもが単独で弁護士に相談することは困難である。子どもの人権の観点から弁護士会等の司法関係機関と連携するなどして、こどもの意見が反映される仕組みを整えることが望ましい。(第2回議事録 P.8)

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権擁護の担保	<p>【こどもの居場所づくりの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青少年会館、青少年の家、社会教育施設を含む公共施設に加え、子ども会、こども食堂や学習支援の場、プレーパークなど、地域にある多様な居場所において、子ども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組むとともに、地域や民間と連携しながら新たな居場所づくりを推進している。 ・困難な家庭環境にある子どもの居場所については、児童育成支援拠点の設置を目指し、市内で活動している様々な団体の声の聴き取りや、民間の助成金の取得支援を行っている。 ・こども食堂については、「よこすか三浦子ども食堂・地域食堂ネットワーク」に加入している10団体がある。市による運営補助等を行っていないが、企業版ふるさと納税制度による寄附を活用してこども食堂に食糧支援を行う事業者に対して補助金を交付している。 <p>(プランP. 111 子育て支援課 ほか)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の家の廃止により、施設数が減っている。 ・夏休みなど猛暑の時期に、こどもが安心して過ごせる居場所が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の子どもが利用できる公共施設に加え、放課後こども教室の充実を図るなど、新たな子どもの居場所づくりについて検討を進めている。 ・子ども会、青少年育成団体、母親クラブなどの活動支援を継続し、情報共有を図り、連携しながら居場所づくりを進める。 ・令和8年度以降、子ども・若者が望む居場所のあり方について丁寧に意見を収集し、大人が提供可能な支援内容や方法について検討を重ねていく。こうしたプロセスを通じて、多様なニーズに対応した安心できる居場所の実現を目指していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の子どもが利用できる公共施設に加え、放課後こども教室の充実を図るなど、新たなこどもの居場所づくりを検討する必要がある。 ・子ども会、青少年育成団体、母親クラブなどの活動支援を継続し、情報共有を図り、連携しながら居場所づくりを進める必要がある。 ・多様なニーズに対応した安心できる居場所の実現を目指し、子ども・若者が望む居場所のあり方について丁寧に意見を収集し、大人が提供可能な支援内容や方法について検討を重ねる必要がある。 ・地域団体の活動は、こども自身が安心して過ごせる場として大切な居場所となっている。地域団体が活発に活動していることは横須賀の強みでもあり、行政と地域団体との連携を一層深めることで、こどもの居場所を広げていただきたい。

評価視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権擁護の担保				<ul style="list-style-type: none"> ・地域団体が提供する居場所を利用するこどもの中には精神障害や発達障害を持つこどももあり、専門的な知識を有する支援者との連携を求める声もある。人的資源の結び付けをするなどの行政の強みを生かした支援を検討し、行政と地域団体が連携して、さらなる支援につなげていってほしい。 ・訪問支援と居場所の両面支援が有効であり、場所を設けるだけでなく ・こどもの家庭を訪問するなどして関わりを作ることも重視すべきである。 ・地域の民生委員児童委員の活動として、未就学児親子向けの子育てサロンも行われている。地域の方々による相談しやすい環境を整えるなど工夫もされており、地域の活動が広く知られるよう行政が協力して取り組んでいくとよい。 ・地域団体では、自治会館を活用した学習・ダンス等の教室やスポーツ活動などが行われている。しかしながら困難な家庭環境にあるこどもは費用面等から参加する機会が得られず、経験の格差が生じている。困難な家庭環境にあるこどもが参加しやすくなるような仕組みを検討する必要があると考える。

評価視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権擁護の担保				<ul style="list-style-type: none"> ・困難な家庭環境にある子どもの発見については、こどもの居場所を提供する支援団体との連携が必要不可欠である。市の支援策を支援団体等に広く周知するとともに、支援団体との情報交流を行うことで、困難な家庭環境にある子どもの発見につなげてほしい。 ・子ども食堂への支援について、市による直接的な支援はなく、主となる担当部署もない状況となっている。費用面での支援以外にも支援方法は様々あり、困難な家庭環境にある子どもを共に支援するという姿勢を示すことが重要である。引き続き子ども食堂への支援について検討を進めていただきたい。
	<p>【フリースクールとの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談教室の設置や横須賀市学校フリースクール等連携協議会の運営により、不登校の子どもの居場所づくりや保護者支援にも取り組んでいる。 (プランP.116 支援教育課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の児童生徒数が増加し続けている状況の中、不登校児童生徒・保護者への対応や支援体制の検討等を含めた一層の連携強化が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内外の教育相談体制を一層充実させ、多様な支援の場を周知・整備し、支援機関と連携しながら、より良い学びの場や居場所づくりを進めていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校内外の教育相談体制を一層充実させ、多様な支援の場を周知・整備し、支援機関と連携しながら、より良い学びの場や居場所づくりを進めていく必要がある。 ・フリースクールは費用負担が大きく、就労しなければ通わせることが難しいとの声もあり、不登校児童生徒への対応や支援体制として、さらなる検討が必要である。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
① 人権 擁護 の 担保	<p>【地域資源開拓コーディネーターの活動による地域との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢部門の生活支援コーディネーター（13人）による月一回の会議に参加し、得られた資源情報を把握して相談支援業務に活かしている。 ・生活支援コーディネーターと連携し共に地域へ出向くことで、地域の支え合いの基盤づくりを進め、地域の方々の「やりたい」を形にするためのサポートの役割を担っている。（こども家庭支援課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計年度任用職員 1 名体制で活動しているため、単独での活動に限界がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における担い手の発掘・養成と、担い手を支援活動につなげていくため、高齢部門の生活支援コーディネーターとの連携をより強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における担い手の発掘・養成と、担い手を支援活動につなげていくため、高齢部門の生活支援コーディネーターとの連携をより強化していくとよい。
② 当事者 の 視点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・
③ 周知 啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関向けに「横須賀市子ども虐待防止マニュアル」を配布している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・横須賀市子ども虐待防止マニュアルを定期的に見直し、見直し後には関係機関に配布していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に必要な情報が届いていないため、情報発信力を高めることが重要である。

評価視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
④ 関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 横須賀市子ども家庭地域対策ネットワーク会議で、支援において連携を図っている。 ケースの情報収集については、主に要保護児童対策地域協議会の構成機関と連携し、情報を把握している。 食糧支援が必要な際は地域福祉課や子ども食堂とも連携を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員の主任児童委員の活動は、こどもの見守りの他、児童相談所から困難を抱える家庭の見守りを依頼されることもある。主任児童委員としても負担の大きい内容であり、市と主任児童委員との細かい連携が必要となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も関係機関との連携を密に行い要保護児童等の支援をしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童等の支援のためには関係機関との連携は必要不可欠である。 子ども家庭センター、子ども青少年相談窓口、親子支援心理相談といった福祉機関と医療機関等との連携は必要不可欠である。関係機関との連携を深めることで、横須賀市が行う小児医療費助成などの取り組みを多くの市民に知ってもらうことにも繋がる。（第3回会議後意見）
⑤ 研修	<ul style="list-style-type: none"> 構成機関の初任者向け研修を年1回開催している。 構成機関向け研修を年1回開催している。 	<ul style="list-style-type: none"> 	<ul style="list-style-type: none"> 構成機関向けの研修を引き続き行い、要保護児童対策地域協議会における連携の意義を共有していく。 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会における連携の意義を共有していくために、引き続き構成機関向けの研修を行っていくとよい。 地域団体の方も知識を身に付け、相談対応力の向上や支援方法に関する助言を受けられるよう、市が開催する研修を案内することが望ましい。

評価 視点	A 取組状況や優れている点	B 問題点・課題	C 今後の展開	D この施策・事業の意見
⑥ そ の 他				<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援団体が行っている小児訪問看護について、「成長」に焦点を当てて成長期の変化を共に過ごし、生活習慣を整えて親子関係の歪みがあれば第三者的に関わる取り組みである。背景には親からの虐待があるとの指摘もあり、子育て支援施策を推進する上からも非常に有意義な取り組みであるため、地域支援団体等との連携により小児訪問看護の取り組みを行っていくことも良い。（第3回会議後意見）

◎関連する取組み

【ひとり親家庭等の子育て・生活支援（プランP.77 こども給付課）】

A 取組状況や優れている点

- ・ひとり親家庭等の孤立化を防ぐため、母子・父子自立支援員による相談支援や、情報交換・仲間づくりのための交流会及び、こどものしつけ・育児や健康管理等に関する講習会を実施している。また、ひとり親等が病気により生活支援が必要となった場合は、家庭生活支援員を派遣している。

B 問題点・課題

- ・母子・父子自立支援員による相談は、相談者に寄り添った対応が必要である。（他課の相談案件についても、事前の電話確認や同行などを行っている。）
- ・ひとり親支援団体と連携しながら、ひとり親が孤立しないよう交流を図れる場や、学べる場を作ることは大切である。
- ・家庭生活支援員の派遣については、制度の周知が課題である。
（ホームページのリニューアル、ひとり親のための支援のまとめのリーフレットを新たに発行など行っている。）

C 今後の展開

- ・ひとり親支援団体との情報共有も密にしながら、ひとり親家庭等のニーズにあわせた講習会・交流会を引き続き実施していく。
- ・家庭生活支援員の派遣について、委託先とも調整を図りながら、引き続き周知を進めていく。

【「地域の架け橋横須賀ステーション」等の活用によるこどもの自立支援（プランP.77 児童相談課）】

A 取組状況や優れている点

- ・社会的養護のこどもが、施設等を退所した後に安定した生活ができるよう、市内の事業者と協力して、就労や住まい探しを支援し、こどもの自立を支援している。
- ・R4年度より児童相談所内に自立支援コーディネーターを配置し、より個別性に応じた自立支援を実施できている。

B 問題点・課題

- ・社会的養護のこどもたちの進学率の向上等、社会情勢の変化に伴い、ここ数年、本事業を活用した就労支援の実績がでていない。

C 今後の展開

- ・令和7年度10月から、社会的養護自立支援拠点事業の委託により、自立支援の拡充を図り、個別事案に応じて事業の活用を進めていく。